

# 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入事業公募要領

## 1 事業の目的

「かながわスマートエネルギー計画」の基本政策の一つである「情報通信技術（ICT）を活用した省エネ・節電の取組促進」に向け、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなる建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB））の実現に資する設備等を導入する取組みを支援することにより、その普及を促進します。

## 2 用語の定義

### (1) 基準一次エネルギー消費量

平成 28 年基準等に準拠して計算される、年間の基準一次エネルギー消費量（ただし、平成 28 年基準等に規定されている式からその他一次エネルギー消費量を除いて計算する。）

### (2) 設計一次エネルギー消費量

平成 28 年基準等に準拠して計算される、年間の設計一次エネルギー消費量（ただし、平成 28 年基準等に規定されている式からその他一次エネルギー消費量を除いて計算する。）

## 3 事業の要件等

### (1) 対象となる事業

新築にあつては建築物の建築主が、既築にあつては建築物の所有者が実施する、建築物全体の設計一次エネルギー消費量を、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減するために、神奈川県内の民生用の建築物に ZEB の実現に資する設備等を導入する事業とします。

なお、設備等の導入のための設計を含めることができます。

### (2) ZEB の要件

次の要件を満たす建築物とする。

ア 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物  
イ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減されている建築物

### (3) 対象となる建築物

オフィスビル、病院・福祉施設、学校、デパート・スーパーマーケット等、以下の「対象外建築物の例」に示す『工場等』、『住宅』に属していない建築物とします。ただし、賃貸集合住宅（寮、寄宿舎含む）は、建築物の省エネルギー計算ができる場合には、対象となる建築物として扱います。また、対象は原則建築物全体とし、テナント部分のみは対象となりません。

建築物用途	具体例	
事務所等	事務所等	
ホテル等	ホテル、旅館等	
病院等	病院、老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等	
物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケット等	
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等	
飲食店等	食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館等	図書館、博物館等
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等

## 対象外建築物の例

建築物用途	具体例
工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場等
住宅	戸建住宅、分譲マンション、別荘等

### (4) ZEBの実現に資する設備等

補助の対象となるのは以下の設備等のうち、未使用品で新規に導入するものとします。

ア 対象とする建築物に導入済みでない場合は必ず導入するもの

#### 太陽光発電システム

- (ア) 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、自己の事業の用に供するために（余剰売電可、全量売電不可）必要なエネルギーとして供給する設備をいいます。
- (イ) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるものとします。（ただし、有機系材料による薄膜太陽電池を利用する場合はこの限りではありません。薄膜太陽電池は、次のいずれかの要件を満たすものをいいます。）
- ・ 発電セルは、半導体層が10 $\mu$ m以下であること
  - ・ モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること
  - ・ 荷重が10kg/m<sup>2</sup>以下（架台等に必要な部材を含む）であること

#### BEMS

本事業におけるBEMSとは、業務用ビル等において、熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備できるものをいいます。

イ 任意に設置するもの

- (ア) 省エネルギー性能の高い空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備等
- (イ) 高断熱外皮
- (ウ) 太陽光発電システム以外の再生可能・未利用エネルギー設備、コージェネレーションシステム（燃料電池含む。）

※補助対象とする設備等については、省エネルギー性能が高いこと・高断熱であることを証明する資料を提出してください。

### (5) 一次エネルギー消費量

一次エネルギー消費量は、次のいずれかの基準（以下「平成28年基準等」といいます。）に基づき計算される、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等のエネルギー消費量の合計からエネルギー効率化設備（コージェネレーション）による創エネルギー量を引いたものとします。

平成28年基準等で算出される基準一次エネルギー消費量から、一次エネルギー消費量を50%以上削減する計画であることが必要です。なお、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機、エネルギー効率化設備以外の負荷（事務機器・家電・調理器具等の負荷。以下「その他負荷」といいます。）については削減率の計算から除きます。

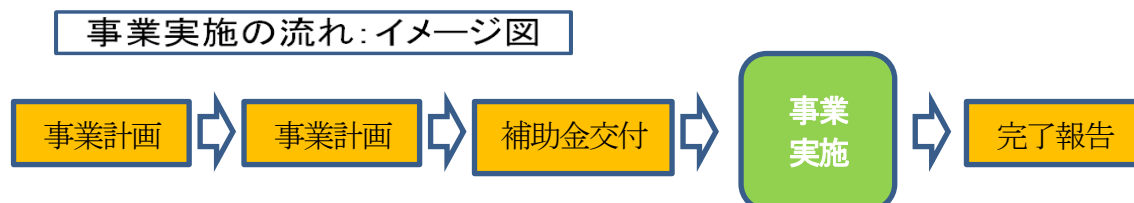
なお、一次エネルギー消費量の計算については、国立研究開発法人建築研究所、国土交通省等提供の計算プログラム

(<http://building.app.lowenergy.jp/>、参考:<http://www.kenken.go.jp/becc/>) を利用し、計算に使用したシート他資料も省エネルギー計算書に添えて提出してください。

ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び建築物の所有者の判断の基準（平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの）」（平成28年基準）

- イ 平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号 附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることとされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成25年基準)
- ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」(建築物エネルギー消費性能基準等)

#### 4 事業実施の流れ



- (1) 事業計画応募 (応募者が事業計画書等の応募書類を県へ提出)
- (2) 事業計画選考 (有識者等による選考会の開催など)
- (3) 補助金交付申請、交付決定

選考された事業計画に則して事業を行う事業者は、別に定める補助金交付要綱に基づき、県に対して補助金の交付申請手続きを行ってください。この申請に基づき、県が補助金の交付決定を行い、その後、事業計画に則して補助事業を実施してください。

#### 5 応募者の要件

##### (1) 事業者の構成等

応募できる事業者は2に掲げる事業を実施する個人又は法人です。

複数事業者で応募する場合には、代表して応募する者(以下「代表補助事業者」といいます。)を定め、代表補助事業者が事業計画書等を提出していただきます。代表補助事業者以外の補助事業者を「共同補助事業者」といいます。

代表補助事業者は新築にあつては対象建築物の建築主、既築にあつては対象建築物の所有者とします。

また、設備等の設置工事等の全部または一部を、代表補助事業者または共同補助事業者以外の事業者が発注する場合には、発注先については、県内に本社または支店等の事務所を有する中小企業とするよう努めてください。

##### (2) 代表補助事業者の要件

代表補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があり、誓約書(第1号様式別紙6)の提出を以ってその事実を確認します。

ただし、アについては、県職員が現地調査を行い確認する場合があります。また、コについては、役員等氏名一覧表を提出いただき、記載された情報を神奈川県警察本部に照会し、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条に基づく排除措置の対象該当性について確認しますので、予めご了承ください。

ア 日本国内に次の各号のすべてに該当する事業所を有し、現に営業の実体を有していること。

- (ア) 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話等の通信機器、複写機その他の事務用電子機器が、当該事務所専用のもので具備されていること。
- (イ) 事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲示されていること。
- (ウ) 責任者が配され、特段の事情がない限り常駐していること。
- (エ) 営業に係る帳簿類や従業員の出勤簿を備えていること。

- (オ) 営業時間中、連絡が取れる体制となっていること。
- イ 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。（債務超過の状況にないこと。）
- ウ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- エ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- オ 次の申立てがなされていないこと。
  - (ア) 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て。
  - (イ) 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て。
  - (ウ) 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- キ 県税その他の租税を滞納していないこと。
- ク 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ケ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- コ 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - (ウ) 法人にあっては、代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの

### (3) 事業者の区分と留意事項

#### ア E S C Oの取り扱い

##### (ア) E S C O事業者（共同補助事業者）

事業実施に当たり、E S C O方式を導入する場合には、E S C O事業者も共同補助事業者とします。

##### (イ) E S C Oサービス料金

E S C Oサービス料金から補助金相当分が減額されていること。

##### (ウ) サービス期間

導入した補助対象設備等は、交付要綱に定められた財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、E S C O事業者が保有する設備を契約終了後に代表補助事業者に譲渡する契約も認める。この場合、代表補助事業者は所有権移転後も、補助対象設備等を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

#### イ リースの取り扱い

##### (ア) リース事業者（共同補助事業者）

事業実施に当たり、リース方式を導入する場合には、リース事業者についても、共同補助事業者とします。

##### (イ) リース料金

リース料金から補助金相当分が減額されていること。

##### (ウ) リース期間

導入した補助対象設備等は、交付要綱に定められた財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後に代表補助事業者に譲渡する契約も認める。この場合、代表補助事業者は所有権移転後も、補助対象設備等を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

#### ウ 割賦販売の取り扱い

##### (ア) 割賦事業者（共同補助事業者）

事業実施に当たり、割賦方式を導入する場合には、割賦事業者についても、共同補助

事業者とします。

(イ) 割賦料金

割賦料金から補助金相当分が減額されていること。

(ウ) 所有権

割賦期間が終了した際は、速やかに代表補助事業者にも所有権移転が行われる契約内容であること。なお、代表補助事業者は所有権移転後も、補助対象設備等を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

エ 無償貸与の取り扱い

(ア) 設備を無償貸与する者（共同補助事業者）

事業実施に当たり、無償貸与方式を導入する場合には、設備を無償貸与する者についても、共同補助事業者とします。

(イ) インセンティブ等

設置する補助対象設備等に係る補助金相当分を節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分を利益還元されること。

(ウ) 無償貸与期間

導入した補助対象設備等は、交付要綱に定められた財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、設備を無償貸与する者が保有する設備を契約終了後に代表補助事業者に譲渡する契約も認める。この場合、代表補助事業者は所有権移転後も、補助対象設備等を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

## 6 応募書類の提出及び提出後のスケジュール等

### (1) 応募書類の提出期間等

ア 応募書類の提出期間

第1期：平成30年5月8日（火曜日）から平成30年6月8日（金曜日）17時まで

※応募を予定されている方（検討中を含みます。）は、必ず平成30年5月23日（水曜日）までに、応募を予定している旨を神奈川県産業労働局エネルギー課（電話：045-210-4090）にご連絡ください。

第2期：平成30年8月頃開始（予定）

※ただし、第2期については、第1期の段階で、本事業の交付予定総額に達した場合、実施しません。

※受付は第1期、第2期とも9:00～12:00、13:00～17:00。土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

イ 質問受付

電話で受け付けます。

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

電話 045-210-4090（直通）

ウ ヒアリング

応募書類受付後に行います。なお、応募書類事業計画書等の受付時に、個別に日程及び時間を調整します。

エ 選考委員会

「7選考」を参照してください。

オ 選考結果公表

(ア) 第1期

平成30年7月下旬頃（予定）

(イ) 第2期

随時

## (2) 応募書類の提出方法

### ア 提出書類

所定事項を記載して提出してください。必ず所定の様式を使用してください。様式は、エネルギー課ホームページからダウンロードできます。

- (ア) 事業計画書（別紙1-1、1-2、1-3、1-4（第1号様式））
- (イ) 補助事業に係る見積書の写し又はこれに代わるもの  
※設備ごとの経費が記載されていない場合には、内訳書を添えて提出ください。
- (ウ) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金交付申請書の写し及び金額の内訳がわかる書類
- (エ) システム概念図（別紙2（第1号様式））
- (オ) エネルギー計量計画図（別紙3（第1号様式））
- (カ) 工事に関する計画図及び説明書（任意様式）
- (キ) 省エネルギー計算書（別紙4（第1号様式））又はこれに代わるもの  
※計算に使用したシート他資料も添付のこと
- (ク) 仕様等確認書（別紙5（第1号様式））
- (ケ) 代表補助事業者が個人の場合は住民票、法人の場合は補助事業者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は商業登記簿履歴事項全部証明書（コピー不可、発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの  
※ 事業計画の選考後に代表補助事業者が別に定める補助金交付要綱に基づき補助金の交付申請手続きを県へ行う際に、補助金の交付申請書の受理日時点で本事業計画書添付の商業登記簿現在事項全部証明書等が発行日から3ヶ月を経過している場合又は登記事項に変更が生じている場合には、改めて提出してください。また、複数事業者で応募する場合には、補助金の交付申請手続きを県へ行う時点で、全ての共同補助事業者の商業登記簿現在事項全部証明書等及び定款（写し）を提出してください。
- (コ) 誓約書（別紙6（第1号様式））
- (サ) 補助事業を実施する建築物の登記事項証明書（建築物を新築する場合は建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの
- (シ) 補助事業者が法人の場合には直近2会計年度の決算書類又はそれに変わるもの  
※ 代表補助事業者の直近2会計年度（前期、前々期）の決算財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書のうち、作成している既存の文書。新たに作成していただく必要はありません。）
- (ス) E S C O、リース、割賦又は無償貸与により補助対象設備等を設置する場合は、当該契約書（案）
- (セ) E S C O、リース又は割賦により補助対象設備等を設置する場合はE S C O料、リース料又は割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類、無償貸与により設置する場合は節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類
- (ソ) その他知事が必要と認める書類（県から指示があった場合に提出してください。）  
※ 補助事業を実施する建築物を新築する場合であって、設計のみ又は設計及び設備導入を当該年度の補助事業とする場合は(サ)の添付は不要です。

### イ 提出部数

正本1部、副本1部。※選考委員会を開催することとなった場合は、追加で副本を8部程度提出いただきます。予めご了承ください。

事業計画書及び省エネルギー計算書又はこれに代わるもの（計算に使用したシート他資料も含む）を保存したCD-R1枚を併せて提出してください。

### ウ 提出方法

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課へ直接、持参してください。郵送等は不可としま

す。持参される前日までに必ずエネルギー課へ来庁日時を電話で連絡してください。

なお、応募資格を有しない者が申請書を提出する場合や提出された申請書に不備がある場合は、受理できません。

#### エ 事業計画書の提出後の取扱い

- (ア) 事業計画書の変更、差替え、再提出、返却には原則として応じません。
- (イ) 事業計画書の著作権は、申請者に帰属します。
- (ウ) 事業計画書は、申請内容の審査及び審査後の事業運営以外には、使用しません。
- (エ) 事業計画書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は申請者が負います。

## 7 選考

### (1) 選考手続

#### ア 選考手続

応募のあった補助金の申請総額が7（4）の予算を超えた場合には、書類選考と事業計画書等に関するヒアリングを行った後、有識者等で構成する選考委員会を開催し、評価項目ごとに評価して、原則として合計点が高い順に予算額の範囲内で事業計画を選考します。

なお、選考結果により、補助額が変更となる場合があります。選考結果については、代表補助事業者あてに文書で通知します。

#### イ 選考基準

事業計画は、次の評価項目ごとに評価します。

評価項目	評価内容
代表補助事業者の経営状況	代表補助事業者の経営状況は安定しているか
事業の実施スケジュール	本事業を着実に実施できるスケジュールが設定されているか
補助対象機器の設置工事等を行う事業者（協力事業者）について	県内に本社又は支店等の事業所を有する中小企業が行うこととしているか
一次エネルギー消費量の削減・省エネの取り組みの内容	事業による一次エネルギーの消費量削減が進んでいるか。 先進的な技術・設備を取り入れているか
理念や事業内容、将来的な展開等を含めた本事業全体の総合評価	将来的な発展性、継続性、モデル事業として期待される波及効果など、本事業に関する総合的な評価

※ 応募の流れ及び手続きは第1期及び第2期で同様です。

## 8 補助金の概要

(1)に掲げる補助の対象となる事業の期間内に実施される事業の実施に要する経費に対し、県の予算の範囲内でネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金を交付します。

### (1) 補助の対象となる事業の期間

平成30年度内の事業開始から事業完了までの期間とし、事業開始日は次のとおりとします。事業開始日は補助金を充当する設備等の設置工事の着工。ただし、設計費を補助対象経費に算入する場合には、補助金を充当する当該設計の着手。また、事業完了日は、補助事業の実施に関する全ての支払いが完了し、目的物の引渡しを終えた日とします。

## (2) 補助金の交付を受ける者

補助金は、代表補助事業者からの申請に基づき、代表補助事業者に対して交付します。

## (3) 補助額・補助対象経費

補助事業の実施に必要な経費（以下「補助対象経費」といいます。）に補助率 1/3 を乗じた額（ただし、薄膜太陽電池を設置する費用は、2分の1 を乗じた額）で、補助限度額は次のとおりとします。（千円未満は切り捨て）

経費区分	内容	上限額
設計費	・ Z E B の実現に資する設備等の導入の設計に係る経費	2,500 万円
設備費	・ Z E B の実現に資する設備等の導入に要する経費 B E M S、太陽光発電システム、高断熱外皮、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、その他 Z E B の実現に資する設備。 ・ 上記設備等の設置に必要な付帯する設備	
工事費	・ 上記設備等の導入のために不可欠な工事に要する経費	

### ア 国の補助金の交付を併せて受ける場合

補助事業の実施に際して、補助対象経費にかかる国の補助金の交付を併せて受ける場合は、当該補助金を控除した経費とします。

### イ 系統連系に要する費用（補助対象外経費）

電力会社との接続協議費用や工事負担金、連系諸設備の費用等は補助対象外経費とします。

### ウ 消費税及び地方消費税相当額の扱い

補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した経費とします。

## (4) 補助金の交付予定総額（予算額）

25,000 千円

## (5) 翌年度も継続して事業を実施する場合の取り扱い

県において翌年度も本補助金の予算措置がなされた場合には、翌年度に同年度分の補助金申請を行うことも可能です。

## (6) 県の他の補助金との取り扱い

本補助金は、県の他の補助金との併用はできません。

※本補助金の補助対象設備等に補助対象が及ばない補助金との併用については、この限りではありません。

## 9 留意事項（補助金の取消等）

### (1) 実施結果の報告

事業完了の日から2箇月を経過した日（ただし、当該期日が土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)にあたる場合はその前日）と平成31年4月26日（金曜日）のいずれか早い期日までにネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金実績報告書（第12号様式）により報告を行ってください。

### (2) 補助金交付決定の取消等

補助金の交付決定後、次の事項が判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命じます。



なお、詳細は別に定める交付要綱を参照してください。

ア 申請書類の虚偽記載

提出された申請書類に虚偽の記載があり、補助金の交付決定に影響を及ぼしたと認められる場合

イ 申請された補助事業の内容と実施状況の差異

申請された補助事業の内容と、現に締結された補助事業に係る契約等の内容が、交付要綱及び本公募要領で課した要件を逸脱しており、事業目的の達成が困難であると認められる場合（内容の軽重に鑑み、是正指導又は補助金の交付決定の取り消し）

ウ その他

補助金の交付条件に違反する場合など

(3) Z E Bの完成義務

補助金の交付決定後、補助事業を実施した場合は、翌々年度までに補助の対象としたZ E Bを完成しなければならず、完成しないときは、交付した補助額に相当する額の納付を請求することがあります。

なお、詳細は別に定める交付要綱を参照してください。

## 10 採択案件の公表について

採択後、採択した分については事業者名、事業概要等を県ホームページ他にて公表します。

なお、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の優位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

## 11 問い合わせ先、ホームページアドレス（URL）

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4090（直通）

「神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入事業」ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/zeb.html>

※事業内容に関する質問は、本公募要領5(1)イの方法によってください。